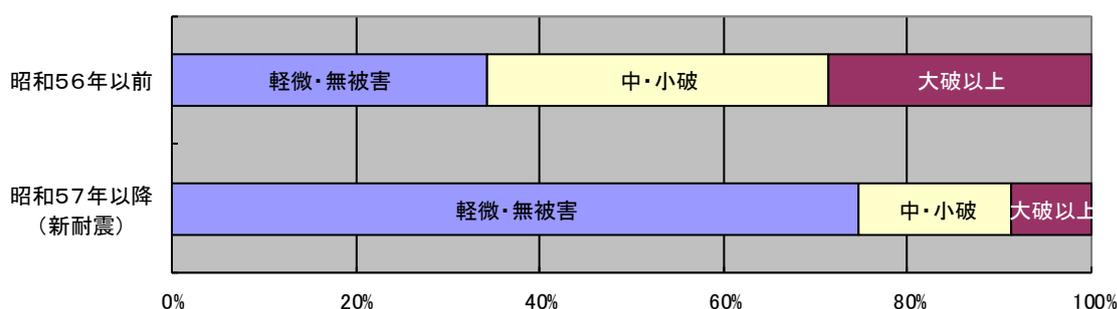


2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



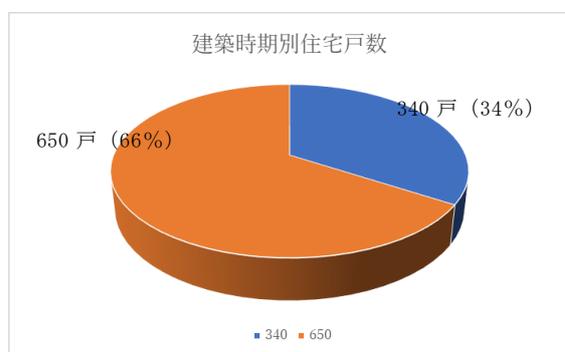
(出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

(2) 建築時期別の住宅の状況等

平成 30 年の住宅・土地統計調査の結果及び、県の耐震改修促進計画で用いた推計によると、現在の村内住宅総数は、990 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、340 戸で全体の 34%を占めています。

(表一五) 建築時期別住宅戸数

(単位：戸)



住宅総数	990
うち昭和55年以前建築	(34%)
~S55	340
うち昭和56年以降建築	(66%)
S56~	650

村内の住宅を建方別にみると、全体の 100%を占める戸建ての 3 割弱が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約 34%を占めています。

また、長屋建ておよび共同建ての住宅総数に対する割合は約 0%となっています。
(表-7)。

(表-7) 建方別建築時期別住宅数 (単位: 戸)

	住宅数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	住宅数	住宅数に対する割合
戸建て	990	100%	340	34%
長屋建て	0	0%	0	0%
共同建て	0	0%	0	0%
計	990	100%	340	34%

(表-6) 市・町村部別建築時期別住宅数 (単位: 戸)

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 17 年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業(平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称)を実施してきました。

診断を実施した住宅は 52 戸で、そのうち耐震改修は 3 戸となっています(表-9)。

(表-9) 耐震診断・改修の実績 (単位: 戸)

耐震診断	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
住宅	40	0	4	1	0	0	2	2	1	0	2
避難施設	0	5	0	0	0	0	0	0	2	1	0
耐震改修	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0

耐震診断	H28	H29	H30	H31	R2	合計
住宅	0	0	0	0	0	52
避難施設	0	0	0	0	0	8
耐震改修	0	0	0	0	0	3

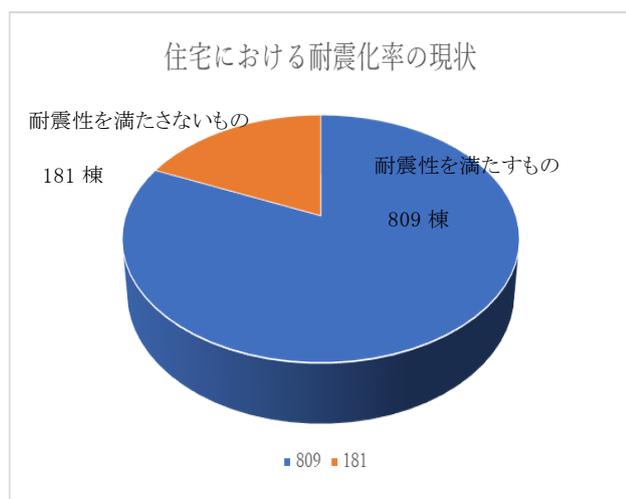
※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い、耐震性を有しているものを加えると 809 戸となり、村内における住宅の耐震化率は、令和 2 年の現状で 81.7%と推計されます（表-10-1）。

また同様に、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、令和 2 年の現状で 69.2%と推計されます。（表-11-2）

（表-10-1）住宅における耐震化率の現状 （単位：戸）



住宅総数 (a)	990
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	809
耐震化率 (c=b/a)	81.7%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	650
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	340
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	120
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	39
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	181

※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

(表-11-2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等 の対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所 (庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校 (幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅 (賃貸) 等	
令和 2 年における棟総数 (a)	1	7	1	2	28	39
耐震性を満たすもの (b=d+f)	1	7	1	2	16	27
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	57.1%	69.2%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	0.5	5	1	2	16	24.5
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	0.5	2	0	0	12	15.5
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f)	0.5	2	0	0	0	2.5
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	0	0	1	12	13